

# 一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター 住宅省エネルギー性能証明書発行業務料金規程

## (目的)

**第1条** この規程は別に定める「一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター住宅省エネルギー性能証明書発行業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター(以下「センター」という。)が住宅省エネルギー性能証明書発行業務に係る適合審査料金(以下「審査料金」という。)について、必要な事項を定める。

## (審査料金)

**第2条** 業務規程第12条に規定する審査料金は別表に掲げるとおりとする。

## (審査料金の納入)

**第3条** 申請者は、別表に定める審査料金を、現金又は銀行振込等により納付する。

- 2 センターと申請者等(申請に関わる住宅関連事業者を含む。)は、別途協議により一括納入その他別の収納方法を取ることができる。
- 3 前2項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。

## (審査料金を減額するための要件)

**第4条** センターは、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 併願審査等により、審査の省略ができる場合。
- (2) あらかじめセンターが定める日又は期間内に適合審査の申請を行うとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、センターと申請者等が別途協議により、公平に審査料金の設定を行い、適合審査の申請を行うとき。

## (審査料金を増額する為の要件)

**第5条** センターは、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表に定める審査料金に含まれない業務を実施しなければ、審査が行えないとセンターが判断したとき。

## (審査料金の返還)

**第6条** 納入した審査料金は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により審査の業務が実施できない場合には、この限りでない。

## 附 則

この規程は令和6年4月1日より施行する。

## 附 則

この規程は令和7年11月1日より施行する。

## 別表

### 住宅省エネルギー性能証明書発行業務料金

#### (1) 適合審査料金

記載の料金は、センターに建築確認申請書を同時に申請した場合で、一戸建て住宅、共同住宅等の一戸当たりの額とする。

区分	税込金額（税抜金額）
ZEH水準省エネ住宅又は 省エネ基準適合住宅	評価書等の添付がなく、図面審査あり 55,000円（50,000円）
	評価書等を添付し、図面審査を省略 22,000円（20,000円）

- ・建築確認が他機関の場合は、×1.1倍とする。
- ・図面審査終了後、大幅な変更が生じた場合は、申請を取り下げ、別件として改めて申請することとし、料金は上表の料金とする。

#### (2) その他料金

- 1) センターは、事前相談、変更計画に係る審査等の費用を別途請求できるものとする。
- 2) 審査が効率的に実施できるとセンターが判断したときは、料金を減額できるものとする。  
減額する料金は、別途協議による。

#### (3) 再発行又は記載事項変更料金

再発行又は記載事項を変更する場合の料金は、一通につき6,600円（税込）とする。